

令和7年度9月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年9月25日(木) 午前9時30分～午前10時30分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による競公買適格証明願について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認
について
議案第6号 所沢市農業委員会非農地証明事務取扱要領を廃止する要領策
定について

出席委員 2番 二上 茂雄 3番 池之谷昭治 4番 岩崎 良一
5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治 7番 田中 宏
8番 吉田 英和 9番 北田 良孝 10番 栗原 明夫
12番 平岡 豊子 13番 鹿島正之助 14番 肥沼 正明
15番 中 茂紀 16番 水村 英紀
欠席委員 1番 斎藤 昇 17番 新井 祥穂

議 長： 出席委員数が過半数に達しておりますので、総会は成立しています。
これより9月の農業委員会総会を開きます。
それでは、議事に入ります。
本日の総会の議事録署名委員に、議席番号14番 肥沼 正明委員、15番 中
茂紀委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による競公買適格証明願について

議長： 審議に先立ちまして、お諮りします。「議案第1号」及び「議案第2号」については、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」及び「議案第2号 農地法第3条の規定による競公買適格証明願について」事務局から一括して説明をお願いします。

事務局： 初めに「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島4丁目の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,229平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

次に「農地法第3条の規定による競公買適格証明願について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島4丁目の2筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて1,731平方メートルです。申請人等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、申請地を購入するために公売に参加しようとするものです。

議長： それでは、議案第1号及び議案第2号について審議願います。

三ヶ島4丁目の申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当のご意見をお願いいたします。

委員： 議案第1号につき現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

議案第2号につき現地を確認したところ、適切に管理されておりませんが、現在の所有者の国においては農地を適正に管理する義務はなく、買受予定者は落札後、現地を速やかに是正する意思があるとのことから、この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、適格要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長： 議案1号及び議案第2号について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、これより順次採決します。初めに議案第1号について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第1号については、許可といたします。

次に議案第2号について、適格相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第2号については、適格相当といたします。

2 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字日比田字中丸です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて444平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農業用施設です。農地区分については、第1種農地と判断されません。申請事由は、申請地を買い受け、直売所及び農業用倉庫を設置するものです。本件は除外案件です。

申請番号2番、所在地は大字日比田字中丸です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて457平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農業用施設です。農地区分については、第1種農地と判断されません。申請事由は、申請地を買い受け、農業用倉庫及び作業所を設置するものです。本件も除外案件です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

3 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字北岩岡字内出です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は2筆合わせて1,178平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途はその他です。農地区分については、第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を借り受け、工場作業用地とするものです。2年間の一時転用となります。

申請番号2番、所在地は林2丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は3筆合わせて481平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅用地です。農地区分については、第2種農地と判断されます。申請事由は、申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

こちらは、以前、資材置き場として利用されていましたが、今回の申請に合わせて土の状態に戻されており、問題ないと思います。

渡し人に対しては、今後このようなことがないように、注意喚起を行ってまいります。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われまます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、原状回復されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われまます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

委員：以前、資材置き場として利用していたとのことだが、税目調査を行う資産税課との連携を強化し、対応してほしい。

議長：他に質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、許可相当といたします。

4 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について

議長：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積等促進計画に伴う農地中間管理権等の設定の承認について」ご説明いたします。

申請番号1番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野3丁目です。現況地目は畑で、面積は934平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年12月1日から令和13年11月30日までの3年間です。

申請番号2番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ヶ台です。現況地目は畑で、面積は4,316平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間です。

申請番号3番、転借人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘2丁目です。現況地目は畑で、面積は2,124平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年12月1日から令和12年11月30日までの5年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。本件につきましては、私が北野地区の担当ですので意見を発表します。

申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、承認といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員：申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、承認することに賛成の委

員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、承認いたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見を願います。

委員： 申請地について、現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほど願います。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：(全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、承認いたします。

それでは、議案第5号については、全ての案件が承認となりましたので、農用地利用集積等促進計画(原案)に係る意見照会については、農業委員会からは意見なしとして回答してよろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

議長： ご異議なしと認め、そのように決定しました。

5 議案第6号 所沢市農業委員会非農地証明事務取扱要領を廃止する要領の制定について

議 長： 事務局から説明をお願いします。

事務局： 非農地判断に関する運用について、全国農業会議所から「非農地判断マニュアル」が示されましたことから、本要領を廃止したく提出するものです。

議 長： 議案第6号に対し、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：(全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、議案第6号については、決定いたします。

6 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、2件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、2件の証明書の交付を行いました。

以上です。

7 その他

議長： 農業振興地域整備計画の変更5月申請分について何か意見はありますか。

委員：(意見なし)

議長： 「意見なし」と回答してよろしいですか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、そのように取り計らいます。

その他の事項について何かありますか。ないようですので、以上ですべての議事を終了します。

田中会長職務代理者により閉会した。(午前10時30分)

※閉会前に、生活環境課(秋吉副主幹)からアライグマ及びハクビシンについて、特徴、引き起こす問題及び感染症を含む被害を防ぐための説明が行われた。